

杵築市電子図書館サービス導入業務に係るプロポーザル参加事業者を、公募型プロポーザル方式により選定を行うので次のとおり公告する。

令和8年4月24日

杵築市長 永松 悟



1 業務の目的

電子図書館を導入することで、場所や時間を問わず読書を楽しむことができる環境を整備し、市民に広く学びの機会を提供することを目的とする。

また、来館が難しい利用者（読書バリアフリー法に沿った障がい者や高齢者等）へのサービスを拡大するとともに、こども向けコンテンツを導入し、学校及び学校教育担当部局と連携してG I G Aスクール構想による1人1台の端末を活用することで、こどもの読書活動の推進を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名

杵築市電子図書館サービス導入業務

(2) 業務内容

杵築市電子図書館サービス導入業務仕様書のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

ただし契約を2件に分け、それぞれの履行期間を以下のとおりとする

①電子書籍システム導入委託業務（システム導入）

契約締結日から令和8年9月30日まで

②電子書籍システム運用管理業務（クラウド使用料）

令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

※令和8年10月1日からシステム稼働

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む額）

①電子書籍システム導入委託業務（システム導入）

金 770,000円

②電子書籍システム運用管理業務（クラウド使用料）

金 1,980,000円（令和8年10月から令和11年3月までの30月分）

※各々別の契約で精算する。

①②の合計金額で競争する。

(6) 調達・契約対象外の金額(上記業務受託者と別途契約)

電子書籍使用料(同時アクセス無制限型コンテンツ(読み放題)使用料等含む)

金 7,164,821円(消費税及び地方消費税を含む額)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 杵築市入札参加者名簿に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない事業者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の2及び6に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から候補者選定までの間に杵築市が発注する物品製造等の契約に係る指名停止基準による指名停止の期間がないこと。
- (5) 3月以内に手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く)でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、又はプライバシーマークの認証取得していること。
- (8) 提案するシステムは、令和3年度以降にシステム構築時点で、都道府県、政令指定都市、又は特別区、若しくは中核市の公立図書館において実績があり、これらを誠実に履行していること。又は過去に導入し、令和3年度以降も引き続き使用している実績があり、これらを誠実に履行していること。

4 受託候補者の選定方法

受託候補者を選定するにあたり、参加者を公募し、参加表明をした者の中から参加資格を確認する。その後、企画提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、選定委員会による審査を行い、最も高得点を得た者を受託候補者として選定する。

本プロポーザルへの参加を希望する者は、杵築市電子図書館サービス導入業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）を確認の上、参加表明書等を期限までに提出すること。なお、主な日程は次のとおりとする。

手順	日程（期限等）
実施要領等の交付開始	令和8年4月24日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月8日（金）17時まで
質問書に対する回答	令和8年5月15日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年5月18日（月）17時まで
参加資格審査結果通知	令和8年5月21日（木）
企画提案書の提出期限	令和8年5月27日（水）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年6月上旬（予定）
選考結果通知	令和8年6月中旬（予定）
契約の締結	令和8年6月下旬（予定）
運用開始	令和8年10月1日（木）

5 実施要領等の交付

（1）交付の期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月18日（月）まで

（2）交付の方法

直接交付または杵築市公式ウェブサイトからダウンロード

※直接交付を希望する場合

杵築市大字南杵築268番地1

杵築市教育委員会 社会教育課 杵築市立図書館

（休館日を除く、9時から17時まで）

（3）交付する資料

- ① 杵築市電子図書館サービス導入業務公募型プロポーザル実施要領
- ② 杵築市電子図書館サービス導入業務仕様書
- ③ 参加表明書等提出様式 一式（様式1から様式7）
- ④ 公募型プロポーザルに関する質問書（様式8）

6 公募型プロポーザル参加に関する質問書の提出の期間と方法

期間は令和8年4月24日（金）から令和8年5月8日（金）17時までとし、方法は電子メールとする。

7 参加表明書等の提出の期間と方法

期間は令和8年4月24日（金）から令和8年5月18日（月）17時までとし、方法は、杵築市大字南杵築268番地1 杵築市教育委員会 社会教育課 杵築市立図書館へ持参（閉館日を除く、9時から17時まで）又は郵送（必着 書留郵送に限る）とする。

8 企画提案書提出の期間と方法

期間は令和8年5月21日（木）から令和8年5月27日（水）17時までとし、方法は、杵築市大字南杵築268番地1 杵築市教育委員会 社会教育課 杵築市立図書館へ持参（閉館日を除く、9時～17時まで）又は郵送（必着 書留郵送に限る）とする。

9 その他

詳細は、実施要領によるものとする。

10 問い合わせ先及び提出先

〒873-0002 杵築市大字南杵築268番地1
杵築市教育委員会 社会教育課 杵築市立図書館
TEL :0978-62-4362（直通）
E-mail:tosyokan@city.kitsuki.lg.jp